

入札・契約制度の改正について

1 業務委託における調査基準価格の算定式等の改正

(1) 趣 旨

業務の更なる品質確保や適切な賃金水準の確保のため、国が、低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式及び上限値を見直したことに伴い、県もこれまでと同様に国に準じて改正する。

(2) 内 容

調査基準価格の算定式等の改正 (**太字下線部**を改正)

業務 区分	《現行》		《改正後》	
	算定式	上下限值	算定式	上下限值
測量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 4.8/10	予定価格の 6/10～ <u>8/10</u>	変更なし	予定価格の 6/10～ <u>8.2/10</u>
地質	直接調査費 + 間接調査費 × 9/10 + 解析等調査業務費 × 8/10 + 諸経費 × <u>4.5/10</u>	予定価格の 2/3～ 8.5/10	直接調査費 + 間接調査費 × 9/10 + 解析等調査業務費 × 8/10 + 諸経費 × <u>4.8/10</u>	変更なし

※土木コンサル、建築コンサル、補償コンサルは変更なし

【参 考】

○ 予定価格に対する調査基準価格の割合

[測量業務]

- ・ 概ね 30 百万円以上の業務において、現行と比べ 最大 2.0 ポイント 上昇。

[地質調査業務]

- ・ 発注シェアが最も高い 10 百万円程度の業務において、現行と比べ 約 0.8 ポイント 上昇。

業務種別	現行①	改正後②	②－①
地 質	81.4%	82.2%	0.8ポイント

※ 予定価格 10 百万円程度の業務委託

※ 実施時期：令和 2 年 5 月 1 日

2 余裕期間制度の試行

(1) 趣 旨

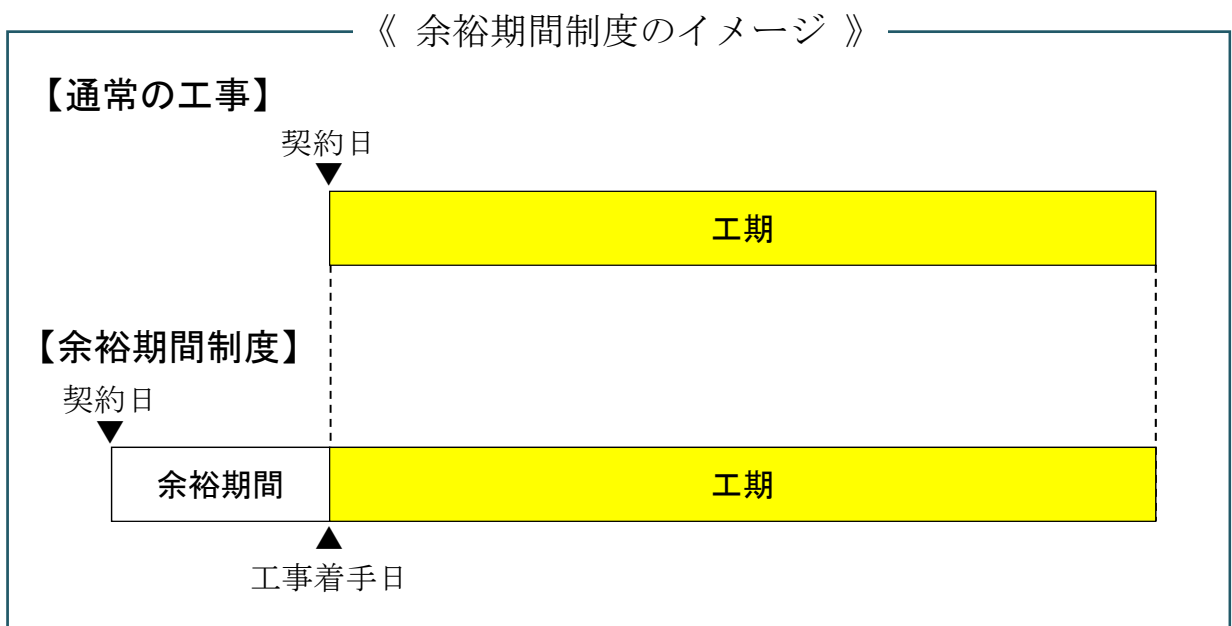
建設労働者の不足や災害等に伴う建設資材の不足に起因する、就労環境の悪化や工事の遅延を防止し、建設産業における働き方改革を推進するため、工事着手日前に建設労働者等の確保が可能となる余裕期間制度を試行する。

(2) 内 容

○ 余裕期間制度

契約ごとに、60日を超えない範囲で余裕期間※を設定して発注し、工事着手日を発注者が指定、又は、受注者が選択できる制度

※**余裕期間**：契約期間内であるが工期外
主任技術者等の配置が不要
工事着手日前に建設労働者や建設資材の確保が可能



(3) 対象工事

緊急性等の観点から支障が生じない土木系工事の中から、実施箇所を選定

(100件程度)

※実施時期：令和2年5月1日